

貸借対照表

2021年3月31日現在

ニューライフ設立準備会社

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び普通預金	97,099	未払金	13,339
無形固定資産	48,846	未払法人税等	290
ソフトウェア仮勘定	48,846	預り金	2
		負債の部合計	13,631
		(純資産の部)	
		資本金	75,000
		資本剰余金	75,000
		資本準備金	75,000
		利益剰余金	△17,686
		その他利益剰余金	△17,686
		繰越利益剰余金	△17,686
		純資産の部合計	132,313
資産の部合計	145,945	負債及び純資産の部合計	145,945

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務：33千円

4. 税効果会計に関する注記

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しており、また、借入による資金調達は予定しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価（注）	差額
現金及び預貯金	97,099	97,099	—
未払金	13,339	13,339	—

(注) 金融商品の時価の算定方法 現金及び預貯金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 154円25銭

1株当たりの当期純損失 7円74銭

金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注 1)	科目	期末残高
親会社	(株)PECO	直接 90.1%	役員の兼任 1人	業務委託 (注 2)	360	経営指導料	
						未払金	33

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

(注 2) 当社の経営管理業務等を委託したものであります。

8. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による募集株式の発行

2021年4月1日付けの株主総会において、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を割当先とする第三者割当増資による募集株式の発行を下記の通り決議し、2021年4月6日付で払込が完了しました。

この結果、資本金は8億7,500万円、発行済株式総数95万株となっております。

- ① 割当募集方法：新株をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社1名に割当、総数引受契約によって行う。
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式800,000株
- ③ 割当価格：1株につき1,000円
- ④ 払込価額の総額：8億円
- ⑤ 増加する資本金の額：8億円
- ⑥ 増加する資本準備金の額：0円

自己株式の取得

2021年5月17日付で会社法第156条の規定に基づき下記の通り、株式会社PECOから自己株式の取得を実施することについて取締役会及び株主総会において決議し、同年5月18日付で自己株式を取得いたしました。

- ① 取得する株式の数：普通株式92,264株
- ② 株式1株を取得すると引き換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法：金1,000円
- ③ 株式を取得すると引き換えに交付する金銭等の総額：金92,264,000円
- ④ 株式を取得することができる期間：2021年5月18日から2022年5月17日

自己株式の消却

2021年5月17日付で下記の通り自己株式の消却を実施することについて取締役会において決議し、同年5月18日付で自己株式を消却いたしました。

- ① 消却する自己株式の種類及び数：普通株式92,264株
- ② 消却日：2021年5月18日

資本金の額の減少

2021年5月17日付けの株主総会において、資本金の額の減少についての決議し、2021年5月18日付でその効力が発生しております。

- ① 資本金の額の減少の目的

将来の資本政策の柔軟性を確保することを主な目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものです。

② 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更せず、資本金の額のみ減少いたします。資本金の減少額 8 億円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

③ 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日：2021 年 5 月 7 日

定時株主総会決議日：2021 年 5 月 17 日

債権者異議申述公告日：2021 年 4 月 15 日

債権者異議申述最終期日：2021 年 5 月 17 日

効力発生日：2021 年 5 月 18 日

④ その他の重要な事項

本件は「純資産の部」における科目間の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではなく、当社の純資産額や発行済株式総数に変動を生じるものではありません。また、業績に与える影響もありません。

少額短期保険業の登録

2021 年 6 月 29 日付で、内閣総理大臣の登録を受け、少額短期保険事業者となり、同年 7 月 2 日付で、商号をニューライフ設立準備株式会社からリトルファミリー少額短期保険株式会社に変更しております。

9. 当期純損益金額

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日の当期純損益金額：△6,643 千円